



生活困窮者への緊急支援活動助成 応募要項

社会福祉法人 山形県共同募金会

1. 趣 旨

感染症の影響が長期化する中、生活福祉基金コロナ特例貸付の償還が令和5年度から開始されましたが、物価高騰などにより、引き続き生活再建が困難な方が数多くいます。

借受人のなかには償還免除等の手続きを行っていない人や、支援が必要な状態であっても自立相談支援機関等の相談窓口につながっていない人もおり、こうした人々に支援を届けていくためにも、アウトリーチや支援に繋がるためのきっかけづくりが求められています。

本助成では、そのような生活にお困りの方への生活相談時に配布するための食料や日用品の整備や、これらの配布を通じたアウトリーチ等の活動を対象に緊急的な支援を行います。

2. 実施主体

社会福祉法人 山形県共同募金会

3. 助成事業の対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

※令和5年度事業であれば、応募時点で既に活動を開始している事業や終了している事業も対象とします。

4. 応援の対象となる団体

山形県内の社会福祉協議会

※本助成事業は中央共同募金会でも実施しますが、山形県内の社会福祉協議会は中央共同募金会には応募できません。

※社会福祉法人(社会福祉協議会を除く。)、福祉施設、生活困窮者支援を行うボランティア団体・NPO等（法人格の有無は不問）は、中央共同募金会にご応募ください。

5. 助成の対象となる活動

新型コロナウイルスによる影響の長期化により、生活に困窮している方々を対象とする下記の活動を対象とします。

- ・食料や日用品の配布事業を通じたアウトリーチ、相談事業
- ・生活困窮に関する相談事業（電話代、SNS サービス利用料の通信運搬費等）
- ・生活相談に来られた方へ緊急的に配布する食料品・日用品等の整備、保管
- ・生活に困窮している方を把握するためのアプローチ、つながるためのきっかけづくり（アンケート、電話、訪問等）

○助成金対象経費

基本的に活動（事業）に要する経費を対象とします（ただし事業にかかる人件費、謝金は対象外です）。

- ・ 消耗品・備品費（食料品、日用品、食料保管に係る冷蔵庫等）
- ・ 印刷製本費
- ・ 通信運搬費
- ・ 旅費交通費 等

○助成金対象外経費となるもの

- ・ 事業にかかる人件費、謝金
- ・ 食料品や日用品の配布を主な目的とした活動に要する経費（相談支援など他の支援活動と組み合わせた活動は対象とします）
- ・ 生活相談者個人への直接的な金銭給付に係る活動の経費
- ・ 当該経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または応募書から当該経費の必要性が読み取れないもの
- ・ ボランティア活動保険料（ボランティア行事用保険は助成対象とします）
- ・ ボランティアの謝金（交通費などの実費弁償は助成対象とします）
- ・ 団体および団体役員が所有する場所や物の賃借料
- ・ 団体の維持・管理のみを目的とした経費
- ・ 補助金などの公的費用や他の助成金が充当される経費
- ・ 助成対象期間（令和5年4月～令和6年3月）外の活動に関する経費

6. 助成金額

- ・ 1団体あたり50万円以内
- ・ 助成総額は300万円を予定しています。

7. 助成の決定

- ・ 本会において応募内容を確認し、決定します。
- ・ 応募状況や内容審査の結果、応募額から減額して助成金額を決定する場合があります。

8. 応募方法・結果通知

（1）応募期間・応募方法

- ・ 応募期間 令和5年9月11日（月）～令和5年9月28日（木）必着
- ・ 応募方法 別添応募書に記載のうえ、本会あて下記メールアドレスに送付してください（受付はメールのみとなります。）。

（2）結果の公表・助成金の送金

- ・ 助成決定は、令和5年10月6日（金）を予定しています。
- ・ 助成金は、助成決定次第、10月下旬までに応募書に記載した金融機関の口座に送金い

たします。

※応募等の状況によっては、1 1月以降に2次募集を行うことがあります。

9. 助成決定後のお願い

(1) 活動内容の紹介

助成金は、多くの人たちから寄せられた募金を原資としていますので、今回の助成金での取り組みを、ホームページやSNSなどで発信してください。

(2) 事業報告、決算報告書の提出

助成金による活動終了後、1 か月以内（最終報告期限：令和6年4月22日（月））に活動・精算報告書及び領収書等のコピーを提出いただきます。詳しくは助成決定後にお知らせいたします。

なお、助成決定した事業内容・金額から変更が生じる際は、速やかにご相談ください。精算の結果残金が生じた場合は、速やかに報告・返還していただきます。

10. 応募・問い合わせ先

社会福祉法人 山形県共同募金会（担当：嶋貫）

〒990-0021 山形市小白川町 2-3-31 山形県総合社会福祉センター 3階

TEL：023-622-5482 FAX：023-622-5463

E-mail：akaihane@yamagata.email.ne.jp